

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 3 月 20 日

飯島町長 下 平 洋 一

#### 記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
高尾地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 30 年 3 月 16 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
個人 2 経営体（内認定農業者 2 経営体）
- 4 3 の結果として当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
  - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 地域農業の将来のあり方
  - ・稲作経営に野菜や花卉、果樹等の高収益作物の導入を図り、経営の安定化を図る。